

北海道告示第10571号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(建設部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
<p>1 北海道土地開発公社自主事業用地資金利子補給補助金</p> <p>北海道土地開発公社が保有する自主事業用地に係る事業資金として、金融機関から借り入れる資金に対し、利子補給の助成措置を講ずることにより、借入利息の負担軽減を図り、もって安定した公共用地等の取得、管理、処分等を図ることを目的とする。</p>	<p>北海道土地開発公社</p>	<p>北海道土地開発公社が中空知流通工業団地、南空知流通工業団地及び苫小牧交通運輸関連用地に係る事業資金として、金融機関から借り入れる資金（借入期間が1年を超えない借入金に限る。）に係る利息から公社負担分を除いた金額。</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>建設第19号様式 建設第22号様式 建設第24号様式 建設第25号様式 建設第36号様式 別に指示する様式</p>	<p>建設第19号様式 建設第33号様式 建設第35号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部総務課</p>		
<p>2 建設産業ミライ振興支援事業</p> <p>本道建設産業の担い手の育成を図るための取り組みを、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道建設業協会 一般社団法人北海道建設業協会の正会員である地方建設業協会 次の全ての要件を満たす業種別団体 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の「大分類D 建設業」及び「大分類L 学術研究、専門・技術サービス</p>	<p>次のいずれかに掲げる取組に必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるもの（別に定める経費を除く。） (1) 女性の入職促進に資する取組 (2) 外国人材の受入に資する取組 (3) 道外からの移住者の入職促進に資する取組 (4) 幅広い世代への魅力発信に資する取組 (5) 新規採用者への初期研修等育成に資する取組 (6) 資格取得等への支援に資する取組 (7) デジタル技術を扱う人材の育成に資する取組</p>	<p>2分の1以内 (100万円を上 限、10万円を下 限とする。)</p>	<p>建設第19号様式 建設第22号様式 建設第24号様式 建設第25号様式 建設第36号様式 別に指示する様式</p>	<p>建設第19号様式 建設第24号様式 建設第33号様式 建設第35号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部建設政策局建設管理課</p>		

	<p>業の小分類742 土木建築サービス業」の業種の事業者等で構成される、法律に基づく団体又は任意の団体。</p> <p>(2) 事務所が北海道内に存在し、構成員の所在地が一市町村に限定されない団体であること。ただし、全国規模の団体の北海道支部等の場合は、当該支部として補助事業を行うこと。</p> <p>(3) 設立目的、事業実績、組織体制、財務状況等の面で補助事業を適切に行うことができると判断される団体であること。</p>							
<p>3 地域環境保全下水道事業</p> <p>湖沼の水質汚濁防止下水道及び観光地の公共下水道事業の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	<p>1 市町村が地域環境保全下水道事業を行う場合に要する経費のうち、基本計画及び事業計画の策定に要するもの</p> <p>2 市町村が地域環境保全下水道事業を行う場合に要する経費のうち、当該年度の処理場建設費及び污水管渠建設費の財源として発行した地方債償還費の合計額に観光污水比率を乗じた額</p> <p>3 平成8年度以前に湖沼汚濁防止下水道事業費補助金の交付を受けた市町村が公共下水道事業（平成14年度までに設定した下水道事業全体計画区域</p>	<p>3分の1以内 (1,000万円を限度とする。)</p> <p>定額</p> <p>2分の1以内</p>	<p>建設第19号様式 建設第23号様式 建設第24号様式 建設第25号様式</p>	<p>建設第19号様式 建設第34号様式 建設第35号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部まちづくり局都市環境課</p>		

		内において実施される国庫補助対象事業及び当該事業に係る地方債償還事業)を行う場合に要する経費のうち、建設費及び当該事業に係る地方債償還金の合計額から国庫補助金、地方債借入限度額、地方債償還に係る普通交付税相当額及び受益者負担金を控除した額						
4 かけ地近接等危険住宅移転事業 かけ地の崩壊等の危険のある区域における住宅の移転を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が危険住宅を除却する者に対し当該除却に要する経費を補助した場合における当該補助に要する経費 2 市町村が金融機関等から資金の融資を受けて危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(土地の購入費を含む。)をする者に対し当該融資に係る利子補給をした場合における当該利子補給に要する経費	4分の1以内	建設第1号様式 建設第19号様式 建設第22号様式 建設第24号様式 建設第25号様式	建設第1号様式 建設第19号様式 建設第31号様式 建設第33号様式 建設第35号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅局建築指導課		書類は総合振興局長又は振興局長を経由すること。
5 既存住宅耐震改修事業 地震発生時における住宅の倒壊等による被害を軽減するため、既存住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修工事又は除却工事を実施する所有者に補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村(札幌市を除く。)	対象住宅について所有者が行う耐震診断、補強設計、耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う附帯工事並びに除却工事に係る経費のうち、市町村が所有者に交付した補助金に係る経費	2分の1以内	建設第19号様式 建設第22号様式 建設第24号様式 建設第25号様式	建設第19号様式 建設第33号様式 建設第35号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅局建築指導課		書類は総合振興局長又は振興局長を経由すること。
6 住宅相談等事業 道内における住宅相談等業務の充実を図り、北国にふさわしい住宅の普及を図るため、予算の範囲内で補助する。	一般財団法人北海道建築指導センター	1 住宅相談運営に要する経費(人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、委託料に限る。) 2 住宅相談に係る研修に要する経費(人件費、謝	5分の3以内	建設第19号様式 建設第22号様式 建設第24号様式 建設第25号様式 建設第36号様式 別に指示する様式	建設第19号様式 建設第33号様式 建設第35号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅局建築指導課		

		<p>金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費に限る。)</p> <p>3 住情報提供に要する経費（人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、委託料に限る。)</p>						
<p>7 マンション管理相談事業</p> <p>マンションの維持管理に係る問題の迅速かつ適切な解決を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海道マンション管理組合連合会</p>	<p>マンション管理の相談事業に要する経費</p>	<p>5分の3以内</p>	<p>建設第19号様式 建設第22号様式 建設第24号様式 建設第25号様式 建設第36号様式 別に指示する様式</p>	<p>建設第19号様式 建設第33号様式 建設第35号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅局建築指導課</p>		
<p>8 民間大規模建築物耐震事業</p> <p>建築物の耐震化を促進するため、法律で耐震診断が義務化される民間大規模建築物の所有者が行う耐震診断、補強設計、耐震改修等を支援する市町村に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市を除く。）</p>	<p>市町村が耐震診断、耐震改修等を実施する所有者に対し、その経費を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>建設第19号様式 建設第22号様式 建設第24号様式 建設第25号様式</p>	<p>建設第19号様式 建設第33号様式 建設第35号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅局建築指導課</p>	<p>書類は総合振興局長又は振興局長を経由すること。</p>	
<p>9 住まいのゼロカーボン化推進事業</p> <p>ゼロカーボン北海道の実現に向け、住宅取得に伴う負担軽減や既存住宅の性能向上リフォームの促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（北方型住宅ZEROの新築住宅の取得の場合は札幌市を除く。性能向上リフォーム若しくは太陽光発電設備及び蓄電池の導入の場合は札幌市及びゼロカーボンシティ宣言をしていない市町村を除く。）</p>	<p>市町村が北方型住宅ZEROの新築住宅の取得又は既存住宅若しくは集会場等に対する性能向上リフォーム若しくは太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う住宅取得者等又は住宅事業者等に対し、その経費を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>2分の1以内（北方型住宅ZEROの新築住宅の取得の場合は2.5万円、既存住宅の性能向上リフォームの場合は25万円、集会場等への性能向上リフォームの場合は45万円、既存住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の導入の場合は15万円、既</p>	<p>建設第22号様式 建設第24号様式 別に指示する様式</p>	<p>建設第19号様式 建設第33号様式 建設第35号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅局建築指導課</p>		

			存集会場等への 太陽光発電設備 及び蓄電池の導 入は30万円を限 度とする。)				
--	--	--	---	--	--	--	--